

Renewal  
2026.4.1~

# GO | SENDAI ON! JAPAN



## 仙台市企業立地 促進助成金

研究開発施設

### 交付対象一

日本標準産業分類表に掲げる大分類Eー製造業、大分類Gー情報通信業、大分類Lー学術研究、専門・技術サービス業のうち、中分類711ー自然科学研究所、細分類7441-商品検査業、細分類7442-非破壊検査業、細分類7459-その他の計量証明又は細分類7499-その他の技術サービス業のいずれかに該当する事業所であって、研究又は開発を行うことを目的とした事業所。

最大3年分のオフィス賃料を助成  
ウェットラボはリース資産も対象

○ 交付要件

特定投資額 1,000万円以上

特定投資額：新規投資に係る建物・償却資産の固定資産税課税標準額の合計額

○ 交付額

(固定資産税課税標準額×○○%)

	基本額	地域加算	特別加算	限度額
土地・建物	10%	+5%	+2%	(新設) 2億円 (増設・市内移転) 1億円
償却資産 (※)	7%	—	—	

※助成金交付申請年度において、固定資産税課税標準額が1点あたり100万円以上のものに限る。(免税点未満の場合は対象外)

○ 助成金試算例

(固定資産税課税標準額 土地5,000万円・建物1億円・償却資産1億円)

地域加算適用の場合

- ・土地・建物に対する助成  $(5,000万円 + 1億円) \times (10\% + 5\%) = 2,250万円$
- ・償却資産に対する助成  $1億 \times 7\% = 700万円$  合計 2,950万円

○ 手続き

① 事前協議書の提出

— 土地の売買契約を締結する日又は建物の売買契約若しくは建設工事請負契約を締結する日のいずれか遅い日の前日まで

② 助成金交付指定申請書類の提出 (助成対象事業としての認定申請) — 操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の売買契約書若しくは工事請負契約書の写し・建築確認申請書、確認済証、検査済証写しなど

③ 操業開始届の提出 — 操業開始後

④ 助成金交付申請書類の提出 (助成金交付の申請)

必要書類

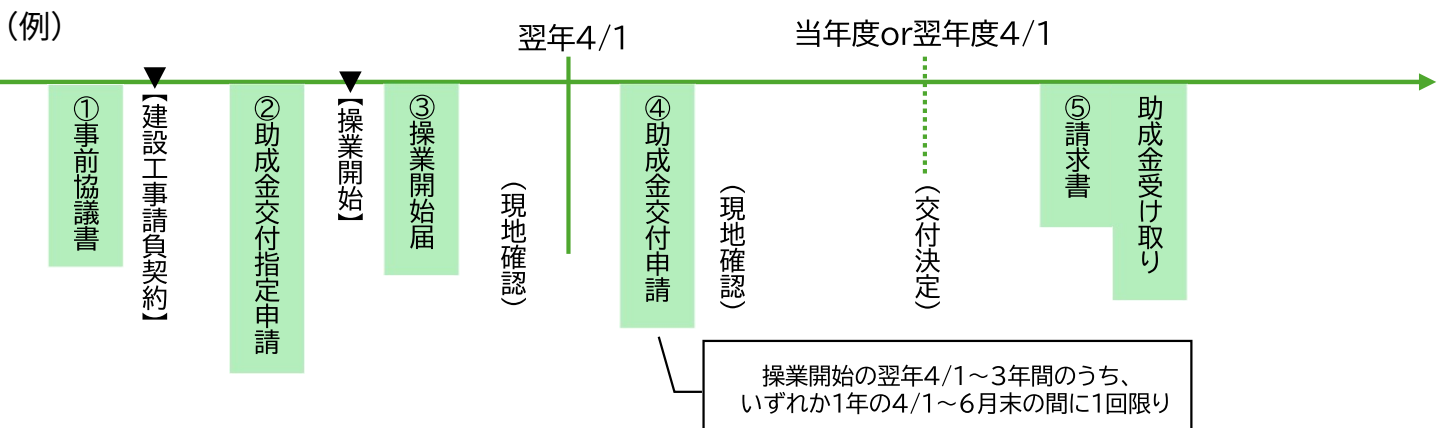
- ・事業報告書・最新の決算報告書・納税関係書類など

⑤ 請求書の提出 — 助成金交付決定後

助成金受け取り (予算措置状況により、助成金交付決定時期は変動します)

★ 操業継続報告書の提出 (操業継続義務期間：操業開始日から10年間)

(操業開始日から1年経過する毎に毎年。 ※④助成金交付申請を行う年度を除く)



### ○交付要件

特定投資額 2,000万円以上又は償却資産の課税標準額が300万円以上

特定投資額：建物の1か月分賃借料（共益費及び消費税額を除く）に60を乗じた額に、固定資産課税台帳に登録された償却資産の課税標準額の合計を加算した額

### ○交付額

建物：年間平均月額賃借料×○○か月分 市内移転の場合、新旧家賃の差分が助成対象。（「市ウェットラボ入居」の特別加算の適用を受ける場合を除く）  
㎡単価上限：通常オフィス8,000円 サービスオフィス31,000円

償却資産：固定資産税課税標準額×○○% リース資産：年間賃借料×1/6

	基本額	地域加算	特別加算	限度額/年
建物	6か月分	+18か月分	+12か月分	(新設) 5,000万円 地域加算 +5,000万円
償却資産	3%又は5% (※)	—	—	(増設・市内移転) 2,500万円 地域加算 +2,500万円 特別加算の場合は上記に1.2倍
リース資産 (※)	1/6	—	—	1,000万

※「市ウェットラボ入居」の特別加算の適用を受ける場合のみ

交付期間：助成月数が6か月分以内の場合、1年間。24か月分の場合、3年間。36か月分の場合、4年間。助成月数を各年に按分して交付。

サービスオフィスの場合：助成月数は3か月分（地域加算・特別加算の対象外）

### ○助成金試算例（簡易計算） ※実際は各年の平均月額賃借料に基づきます

(建物年間平均月額賃借料 100万円/月 償却資産課税標準額1,000万円 リース資産 100万円/月)

**地域加算・特別加算（市ウェットラボ入居）適用の場合**

- ・建物賃借料に対する助成 100万円×(6か月分+18か月分+12か月分) = 3,600万円
  - ・償却資産に対する助成 1,000万円×5% = 50万円
  - ・リース資産に対する助成 100万円×12(1年間)×1/6×4年間 = 800万円
- 合計4,450万円**

### ○手続き

- ① 事前協議書の提出 一賃借契約日の前日まで
- ② 助成金交付指定申請書類の提出（助成対象事業としての認定申請） 一操業開始日の30日前まで

必要書類

- ・事業計画書・商業登記簿謄本又は履歴全部事項証明書・会社概要書・直近3箇年分の決算報告書
- ・施設等の賃借料契約書の写しなど

- ③ 操業開始届の提出 一操業開始後
- ④ 助成金交付申請書類の提出（助成金交付の申請） 一1年目期間終了後2か月以内

必要書類

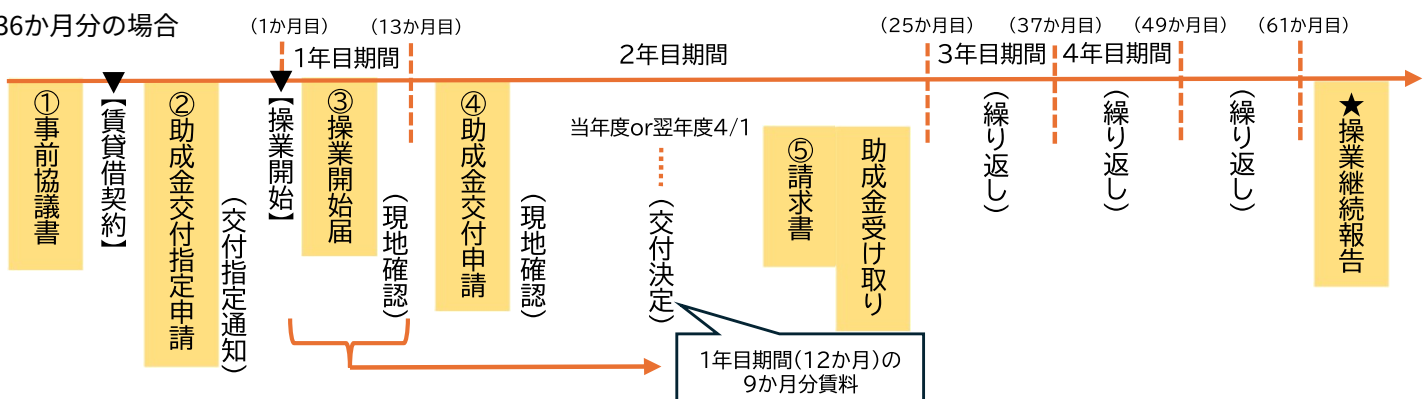
- ・事業報告書・最新の決算報告書・正社員名簿・納税関係書類など

- ⑤ 請求書の提出 一助成金交付決定後  
助成金受け取り

💡 建物に対する助成月数を1/2にすることで、操業継続義務期間も1/2に短縮が可能  
(②交付指定申請時に申し出があった場合のみ)

★操業継続報告書の提出（操業継続義務期間：操業開始日から4年間。地域加算・特別加算の場合各+2年）  
(操業開始日から1年経過する毎に毎年。 ※④助成金交付申請を行う年度を除く)

(例) 36か月分の場合



## (加算制度)

### 地域加算 建物取得型 建物賃借型

- ① **都心部** 都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域
- ② **東北大学キャンパス** 東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区、青葉山東キャンパス地区、星陵キャンパス地区、片平キャンパス地区
- ③ **六丁の目** 若林区六丁の目北町、若林区六丁の目中町、若林区六丁の目西町、若林区六丁の目東町、若林区六丁の目南町
- ④ **卸町東** 若林区卸町東一丁目、若林区卸町東二丁目、若林区卸町東三丁目、若林区卸町東四丁目、若林区卸町東五丁目

### 特別加算

#### ① **せんだい都心再構築プロジェクトビル入居** 建物賃借型

せんだい都心再構築プロジェクトの施策を活用したビルに入居

- (1) アーバンネット仙台中央ビル (2) NANT仙台南町 (3) T-PLUS仙台 (4) ウッドライズ仙台

#### ② **市ウェットラボ入居** 建物賃借型

「令和7年度仙台市ウェットラボ整備の先導的モデル創出事業（補助金事業）公募型プロポーザル募集要項」または「仙台市ウェットラボ整備事業補助金交付要綱」による補助金の対象として整備された施設に入居すること。

#### ③ **再生可能エネルギー利活用** 建物取得型

交付対象事業の事業所に係る年間の電気使用量が原則として15万kWh以上であり、100kW以上の自家消費型太陽光発電設備を導入すること。上記に加え、10年以上にわたり再生可能エネルギー由来の電力を調達し、当該事業所の電力使用に係るCO<sub>2</sub>排出量を実質ゼロとすること（詳細は別紙）

## (注意事項)

- ① **交付対象事業を縮小、休止又は廃止する場合、当該事実が発生した日から30日以内に届け出を行ってください**  
 (縮小) : 助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が**2分の1以下**になった場合  
 (休止) : 交付対象事業が一定期間停止となる場合  
 (廃止) : 助成金交付の申請を行った時点から事業所の床面積数もしくは月額賃借料が**4分の1以下**になった場合など、当初の事業計画から大幅に変更された場合
- ② **操業継続義務期間中に、上記（縮小）に該当する場合、当初の操業継続義務期間が2～4年が延長となります。**  
 建物取得型の場合（操業開始日から6年以上8年未満経過の場合、2年延長。6年未満経過の場合、4年延長。）  
 建物賃借型の場合（操業継続義務期間終了日から2年未満時点の場合、2年延長。2年以上時点の場合、3年延長。）
- ③ **操業継続義務期間中に、上記（休止）や（廃止）に該当する場合や操業継続報告書の提出が期限内に行われな  
いときなどは、交付した助成金の全額もしくは一部の返還を求めます。**

## 研究開発施設向けその他本市制度

**リサーチコンプレックス関連拠点賃料補助金** 一賃料1/3（上限10万円/月）を最大3年間補助

条件① 以下のエリアに新たにオフィス、ラボ、その他研究開発拠点を開設する者

- 1 都心部（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域
- 2 青葉山 東北大学青葉山新キャンパス地区、青葉山北キャンパス地区及び青葉山東キャンパス地区
- 3 星陵 東北大学星陵キャンパス地区
- 4 片平 東北大学片平キャンパス

条件② 以下のいずれかに該当する者

- 1 大学との共同研究契約等に基づき研究開発等を行う者
- 2 NanoTerasuを利用して研究開発を行う者
- 3 NanoTerasuの利活用に資する事業を行う者

### お問い合わせ

仙台市経済局産業集積推進課 TEL: 022-214-8245/E-mail: kei008040\_13@city.sendai.jp

仙台市経済局イノベーション企画課 TEL: 022-214-4438/E-mail: kei008026@city.sendai.jp

仙台市経済局首都圏プロモーション担当（仙台市東京事務所内）

TEL: 03-3262-5765/E-mail: som001310@city.sendai.jp

**GO! SENDAI  
ON! JAPAN**

仙台市企業進出ガイド



SENDAI  
RESEARCH  
COMPLEX

仙台リサーチコンプレックス

